

論説

アメリカの大規模民事紛争「解決」：引き潮の クラス・アクションと上げ潮の広域係属訴訟

東京大学教授

浅香吉幹*

I. はじめに

II. クラス・アクション

- 1 クラス・アクションの要件
- 2 クラス・アクションの改革
- 3 仲裁条項
- 4 クラス・アクションの現状

III. 広域係属訴訟

- 1 広域係属訴訟の発展
- 2 広域係属訴訟の移送手続
- 3 受送裁判所でのトライアル前手続
 - (1) 受送裁判官の権限
 - (2) 弁護士委員会
 - (3) 補助裁判官
 - (4) 先行トライアル
 - (5) 和解案
 - (6) 共益費
 - (7) 成功報酬上限設定
 - (8) 逆送
- 4 広域係属訴訟手続の評価
 - (1) 違憲論
 - (2) 移送命令の透明性
 - (3) 弁護士委員会の構成
 - (4) 受送裁判官の権限の根拠

IV. おわりに

I. はじめに

アメリカで大規模民事紛争を解決するメカニズムとしてはクラス・アクションが知られている。本稿は、近年、クラス・アクションについて、連邦民事訴訟規則改正、立法、合衆国最高裁判所判例により制約が課されるようになったことを跡付け、それに対して広域係属訴訟 (multidistrict litigation) という別の民事紛争解決メカニズムが大規模民事訴訟を処理するようになってきていることを紹介する。

II. クラス・アクション¹⁾

1 クラス・アクションの要件

クラス・アクションはエクイティに由来し、1938年に連邦民事訴訟規則 (Federal Rules of Civil Procedure) が制定されたときにも23条に規定されたが、1966年に規則23条の改正により整備拡充がなされ、同時代に進行していた人権法、消費者法、反トラスト法などの実体法・救済法での変革と相俟って、飛躍的に利用されるようになった。それでも合衆国最高裁判所判例が出揃って手続の具体化が完了した1980年代には、その利用は安定したものといえた。

連邦民事訴訟規則23条は(a)項でまず、す

* 本稿のもとになった在外研究には、公益財団法人野村財団の社会科学助成 (国際交流助成) を受けた。

1) 浅香吉幹『アメリカ民事手続法 (第3版)』35-46頁 (弘文堂, 2016)、浅香吉幹「アメリカ弁護士のクラス・アクション戦略」東京大学法科大学院ローレビュー3巻135頁 (2008)。

すべてのクラス・アクションが満足しなければならない4要件を規定する。それは、(1) クラス構成員 (class member) の多数性 (numerosity), (2) 法律問題または事実問題のクラス全体での共通性 (commonality), (3) クラス代表者 (class representative) の請求の典型性 (typicality), (4) クラス代表者および弁護士がクラス全体の利益を保護する適切性 (adequacy), である。その上で (b) 項のいずれかのクラス・アクション類型に該当することが必要となる。そのうち、(b)(1)(A) 項の、個別訴訟では複数の矛盾する判決の恐れのある類型、(b)(1)(B) 項の、個別訴訟では現実問題として非当事者の利益を処分してしまいかねない類型、(b)(2) 項の、クラス全体への差止が適当である類型では、クラス定義 (class definition) に含まれる者を当然に判決・和解等の訴訟の結果に拘束する mandatory class となる。それに対し、(b)(3) 項の、損害賠償を求める類型では、クラス構成員に共通の法律問題または事実問題に個々のクラス構成員に関わる問題よりも支配性 (predominance) があり、かつ他の手段よりもクラス・アクションの手続に優位性 (superiority) のあることが要件として加えられ、さらにクラス構成員には告知 (notice) がなされ、クラス・アクションの結果に拘束されることから離脱 (opt-out) する機会が与えられなければならない。

クラス・アクションは、クラス代表者が名乗り出ただけで認められるのではなく、裁判所が要件の充足とクラス定義を承認 (certification) しなければならない。またクラス代表者が被告と和解をしたり訴えを取り下げたりする場合にも裁判所の承認が必要となる。

2 クラス・アクションの改革

1990年代になると、クラス・アクションに対する2方面からの批判が高まるようになる。第1に、被告企業に争う余地のあるクラス・アクションであっても、高額な損害賠償

のリスクから和解を迫られる「脅迫的」和解 (“in terrorem” settlement) があるとの批判、第2に、クラス・アクションの和解によってクラス構成員にもたらされる利益が微々たるものであるのにクラス弁護士が高額報酬で潤っていることがあるとの批判、である。

このような批判に対しては、まず2003年の連邦民事訴訟規則23条改正で、裁判所の後見・監督権限が強化され、さらなる改正²⁾も検討中にある。

また合衆国議会も2005年のクラス・アクション公正法 (Class Action Fairness Act of 2005) により、州裁判所よりも相対的にクラス・アクションの承認に慎重な連邦地方裁判所の第一審管轄権を拡大する (28 U.S.C. §§1332 (d)(2), (6), 1453) とともに、消費者クラス・アクションでクラス構成員がかえって割を食う和解を抑止する目的で「消費者権利章典 (consumer bill of rights)」 (28 U.S.C. §§1712-1715) が盛り込まれた。

合衆国最高裁判所も、一連の判決で、クラス・アクションの承認のハードルを高めるようになっている。

Amchem Products, Inc. v. Windsor, 521 U.S. 591 (1997) は、アスベスト被害に関する (b) (3) クラス・アクションで、クラス・アクション請求時において被告との間で和解する見通しとなっている和解クラス・アクション (settlement class action) であっても、規則23条上の要件が緩和されることはなく、むしろ個々の構成員によってアスベストにさらされた状況が異なっていたり適用州法が違ったりするために支配性要件を満たしていない、また発症・未発症の被害者間で和解金の分配での利益対立があるため適切性要件を満たしていない、とした。

Wal-Mart Stores, Inc. v. Dukes, 564 U.S. 338 (2011) は、全国最大の小売チェーンでの雇用性差別事件で、女性被用者約150万名を構成員とする (b)(2) クラス・アクションであるが、(b)(3) クラス・アクションで加重された支配性要件がなくとも、共通性要件は共通の

2) See Richard Marcus, *Once More unto the Breach?: Further Reforms Considered for Rule 23*, 99 (1) JUDICATURE 57 (2015).

法律問題または事実問題があるというだけで満足するものではなく、クラス全体で訴訟を解決する共通の答え (common answer) を生み出すようになることについて、本案ともオーヴァラップすることもありうる厳格な審査で認定されなければならないとする。本件では、給料や昇進の判断が各地の責任者に委ねられているため、全国的なクラスでの共通性は認められないとした。

Comcast Corp. v. Behrend, 133 S.Ct. 1426 (2013) は、ケーブル・テレビの地域分割での競争阻害が争点となった反トラスト法クラス・アクションであるが、本案ともオーヴァラップする厳格な審査で、原告側提出の専門家が提示する反トラスト・インパクト・モデルでもクラス全体への反トラスト法違反による損害額を算定できないとして、支配性要件を満足しないものとした。

3 仲裁条項

クラス・アクションの提起のハードルを高めているものとしては、1925年連邦仲裁法2条 (Federal Arbitration Act of 1925 §2, 9 U.S.C. §2) に基づき契約上の仲裁条項を忠実に実現する1980年代以来の一連の合衆国最高裁判所判例もある。仲裁条項は、企業間の商事契約のみならず、定型約款を用いる消費者契約、労働契約、フランチャイズ契約にも用いられ、その場合、個別当事者間の仲裁のみに限定する糾合禁止条項 (anti-aggregation provision) が組み込まれていることもある。すなわちクラス・アクションと同様に多数利害関係者の請求をまとめて仲裁で解決するクラス仲裁 (class arbitration)³⁾ を排除し、1対1の仲裁のみが要求される。

こういった仲裁条項は、契約書中で強調されていたとしても、実際に紛争が生じない限り契約者の注意を引きにくいし、また携帯電話契約などで同業他社も同様の仲裁条項付の定型約款を用いている場合には、契約しない

という選択もしづらい。そして、仲裁は、訴訟と比べて簡易迅速であると考えられているが、仲裁人の報酬など手続費用は当事者が負担するものである。仲裁条項によっては仲裁手続費用を事業者負担としたり、少額請求訴訟を許容 (small claims option) したりするものもあるとはいえ、請求額が少額の事件類型の場合、糾合禁止付の仲裁条項は、負担する費用に見合わないことで、ともすれば訴訟でも仲裁でも請求を断念させる効果を生じかねない。

連邦仲裁法2条但書は、コモン・ロー上またはエクイティ上の根拠に基づく場合は仲裁条項を撤回できるとしている。しかし、合衆国最高裁判所は、*AT&T Mobility LLC v. Concepcion*, 563 U.S. 333 (2011) で、携帯電話契約での仲裁条項について、カリフォルニア州最高裁判所が非良心的 (unconscionable) であり無効としたことについて、ことさらに仲裁条項に対してのみ適用される州判例であるため、仲裁合意の実現を目的とする連邦仲裁法に反するものとした。その際に、クラス・アクションやクラス仲裁が「脅迫的」和解をもたらしうることも指摘する。

American Express Co. v. Italian Colors Restaurant, 133 S.Ct. 2304 (2013) は、クレジットカード会社の手数料が反トラスト法違反であるとしてカード提携業者が訴えた訴訟で、反トラスト法違反を証明するための専門家の費用が個別の仲裁では見合わないほど高額 (too costly to bring) である類型の事件 (negative value suit) であって、クラス・アクションやクラス仲裁が認められないと、結果的に違法行為をしている事業者が連邦法上の賠償責任を免れかねない、と主張されたが、それでも連邦仲裁法は仲裁条項の実現を求めているとした。

これらの判例のもとで、仲裁条項の実現を阻止する可能性のあるのは、仲裁条項締結時の詐欺・強迫の場合、法律上の権利の主張を禁止する場合、仲裁自体が過度に高額となる

3) See, e.g., American Arbitration Association, Supplementary Rules for Class Arbitrations (https://www.adr.org/aaa/faces/rules/searchrules/rulesearchresult?x_rule_status=A&_afLoop=2916668354103829&_afWindowMode=0&_afWindowId=syvy7nu0_239#%40%3F_afWindowId%3Dsyvy7nu0_239%26_afLoop%3D2916668354103829%26x_rule_status%3DA%26_afWindowMode%3D0%26_adf.ctrl-state%3Dsyvy7nu0_279 (last visited Aug 19, 2016)).

場合、または一般法である連邦仲裁法の適用を除外する連邦の特別法のある場合、となる。

4 クラス・アクションの現状

これら一連の動向により、個々の被害者の請求額が僅かであるものの、薄く広く被害が生じているため被害総額が大きくなる類型のクラス・アクション、たとえば消費者クラス・アクションの承認に慎重な態度がとられることになる。ただし、クラス・アクションは多様な実体法分野で横断的に用いられる手続であり、たとえば業績見通しが悪いのに見通しがよいとの情報を意図的に流して株価を維持し、最終的に下落した株価により株主に損害を与えた場合の証券詐欺訴訟のクラス・アクションなどは、相変わらず提起されているし、人身損害製造物責任クラス・アクションの提起も安定している⁴⁾。

Ⅲ. 広域係属訴訟

1 広域係属訴訟の発展

クラス・アクションに制約の課される傾向があるのに対し、大規模民事紛争解決で注目を集めている訴訟メカニズムが広域係属訴訟である。広域係属訴訟は1968年制定の28 U.S.C. §1407で規定された手続⁵⁾で、各地の連邦地方裁判所に提起された共通の事実問題を有する訴訟を、まとまったディスカヴァリ(discovery)などのトライアル前(pretrial)手続のために移送(transfer)するものであ

る。まとまったトライアル前手続が完了すれば、それぞれの訴訟は元の受訴裁判所に逆送(remand)されて、個別的なトライアル前手続とトライアルが行われることになっている⁶⁾。しかし実際には、ほとんどの訴訟は受送裁判所(transferee court)でサマリ・ジャッジメント(summary judgment)や和解などによって終結する。

そしてアスベスト事件について広域係属訴訟としての取り扱いがなされた1991年⁷⁾より、この広域係属訴訟手続は、受送裁判官(transferee judge)の創造的な実務運用により、大規模民事紛争を全面的和解(global settlement)に導く手段として活用されるようになってきている。たとえば医薬品の副作用に関する訴訟⁸⁾、体内埋め込み式医療装置の欠陥に関する訴訟⁹⁾、遺伝子組み換え米の混入に関する訴訟¹⁰⁾、自動車の欠陥に関する訴訟¹¹⁾などがある。また広域係属訴訟ではないが、2001年9月11日の同時多発テロ事件で、ワールド・トレード・センタ崩壊現場での救援・捜索・がれき除去にあたった隊員の健康被害に関する訴訟は、Air Transportation Safety and System Stabilization Act of 2001 §408(b) (49 U.S.C. §40101 note)によりニュー・ヨーク南部連邦地方裁判所に専属管轄が与えられ、同様のまとめられたトライアル前手続がなされて全面的和解に導かれた¹²⁾。

2015年の統計では、合衆国地方裁判所民事未済件数が341,813件であるうち、広域係属訴訟の未済件数は132,788件を占めている¹³⁾。広域係属訴訟も多様な実体法分野を

4) See Robert H. Klonoff, *The Decline of Class Actions*, 90 WASH. U. L. REV. 729, 823-28 (2013); Thomas E. Willging & Emery G. Lee III, *From Class Actions to Multidistrict Consolidations: Aggregate Mass-Tort Litigation After Ortiz*, 58 KANSAS L. REV. 775 (2010).

5) 浅香吉幹「広域係属訴訟：合衆国連邦裁判所におけるその移送・包括処理(1, 2・完)」法協103巻4号155頁, 5号136頁(1986)。

6) *Lexecon Inc. v. Milberg Weiss Bershad Hynes & Lerach*, 523 U.S. 26 (1998).

7) See *Amchem Prods., Inc. v. Windsor*, 521 U.S. 591, 599 (1997).

8) *In re Vioxx Prods. Liab. Litig.*, 760 F.Supp.2d 640 (E.D.La. 2010); *In re Zyprexa Prods. Liab. Litig.*, 424 F.Supp.2d 488 (E.D.N.Y. 2006).

9) *In re Guidant Corp. Implantable Defibrillators Prods. Liab. Litig.* 2008 WL 682174 (D.Minn.).

10) *In re Genetically Modified Rice Litig.*, 2010 WL 716190 (E.D.Mo.).

11) *In re General Motors LLC Ignition Switch Litig.*, 26 F.Supp.3d 1390 (J.P.M.L. 2014).

12) *In re World Trade Ctr. Lower Manhattan Disaster Site Litig.*, 66 F.Supp.3d 477 (S.D.N.Y. 2015).

13) JAMES C. DUFF, *JUDICIAL BUSINESS OF THE UNITED STATES COURTS*, 2015 ANNUAL REPORT OF THE DIRECTOR,

横断して用いられる手続で、広域係属訴訟件数（多くの訴訟をまとめたことで1件と数える件数）としては、製造物責任訴訟が25.6パーセント、反トラスト法事件が23.4パーセントと、2分野で半数近くを占めている¹⁴⁾が、製造物責任訴訟は広域係属訴訟1件あたりで取り扱われる訴訟件数が圧倒的に多いため、広域係属訴訟を構成する訴訟件数としては製造物責任訴訟だけで90パーセント以上を占めている¹⁵⁾。

2 広域係属訴訟の移送手続

広域係属訴訟の移送命令および逆送命令を発するのは、合衆国首席裁判官（Chief Justice of the United States）が通常7年任期で指名する7名の連邦控訴裁判官・連邦地方裁判官で構成される広域係属訴訟司法委員会（Judicial Panel on Multidistrict Litigation, 略称JPMLないしMDL Panel）である¹⁶⁾。広域係属訴訟司法委員会は当事者の申立または職権で移送の審理を行う。移送の要件は、共通の事実問題（common questions of fact）があり、移送することが当事者および証人の便宜（convenience of parties and witnesses）で訴訟の公正で効率的な運営（just and efficient conduct of the actions）に資する場合となっている。

共通の事実問題という要件は、クラス・アクションの連邦民事訴訟規則23条(a)(2)項の共通の法律問題または事実問題と対応しているようにも見えるが、上述のWal-Mart判決などでの合衆国最高裁判所解釈とは異なり、個別的な事実問題もあるとか適用州法が異なるといったことがあっても、さほど移送

の妨げとはならない。

移送の審理に際してはヒアリングが開かれ、広域係属訴訟としての移送の許否が判断される。受送裁判所および受送裁判官も広域係属訴訟司法委員会が指定するが、広域係属訴訟としてまとめられる訴訟が受送裁判所にすでに係属していることは必須要件ではないし、受送裁判官が受送裁判所の裁判官であることも必須要件ではない。大規模民事紛争を公正かつ効率的に解決に導く経験や能力のある裁判官に移送することも重視される¹⁷⁾。

広域係属訴訟としてまとめられた後に各地の連邦地方裁判所に提起された関連する訴訟については、移送の仮命令がなされ、異議が申立てられなければそのまま移送され、異議が申立てられればヒアリングが開かれて判断が下されるというtag-along手続が用いられる¹⁸⁾。また受送裁判所への移送の手間を省略するために、受送裁判所での訴訟提起に関する人的管轄権（personal jurisdiction）および裁判地（venue）の異議を被告が放棄して受送裁判所への訴訟提起（direct filing）を促すことも行われる¹⁹⁾。

3 受送裁判所でのトライアル前手続

(1) 受送裁判官の権限

受送裁判所で行われるトライアル前手続は、受訴裁判所のトライアル前手続すべてに及ぶ。したがって、ディスカヴァリなどのトライアル準備のみならず、サマリ・ジャッジメントや和解といった個々の訴訟を終結させる手続も含まれる。またクラス・アクションの承認も受送裁判所で行うが、後述のよ

tbls. C & S-20 (2016) (<http://www.uscourts.gov/statistics-reports/judicial-business-2015> (last visited Aug 19, 2016)).

14) UNITED STATES JUDICIAL PANEL ON MULTIDISTRICT LITIGATION, CALENDAR YEAR STATISTICS 2015 (2016) (<http://www.jpml.uscourts.gov/statistics-info> (last visited Aug 19, 2016)).

15) Samuel Issacharoff, Snapshot of MDL Caseload Statistics (Oct. 8, 2015) (unpublished manuscript) (<https://law.duke.edu/judicialstudies/conferences/october2015/materials/> (last visited Aug 19, 2016)).

16) See John G. Heyburn II, *A View from the Panel: Part of the Solution*, 82 TUL. L. REV. 2225, 2227 (2008).

17) See John G. Heyburn II & Francis E. McGovern, *Evaluating and Improving the MDL Process*, 38 (4) LITIG. 26 (2012).

18) Rules of Procedure of the United States Judicial Panel on Multidistrict Litigation 7.1 & 7.2.

19) See Andrew D. Bradt, *The Shortest Distance: Direct Filing and Choice of Law in Multidistrict Litigation*, 88 NOTRE DAME L. REV. 759 (2012).

うに、クラス・アクションの承認をするまでもなく、実質的にクラス・アクションと同様に全面的和解を目指した訴訟運営がしばしばなされる。

潜在的当事者の利益をクラス代表者がまとめて面倒をみるクラス・アクションとは異なり、広域係属訴訟は実際に連邦地方裁判所に提起された訴訟が受送裁判所にまとめられるものであるため、個々の原告が訴訟の現実の当事者となっていて、それぞれの弁護士が選任されている。そのため広域係属訴訟の受送裁判所でも、多くの原告および多くの弁護士が関わって、最終的な和解を受け入れるのかも個々の原告次第となる。

(2) 弁護士の委員会

しかし、まとまったトライアル前手続に実際に個々の弁護士を関与させることは効率性に反するため、弁護士の代表者で構成される委員会（運営委員会（steering committee）、連絡委員会（liaison committee）など）が組織され、受送裁判所でのディスカヴァリや和解交渉などを主導するという手法が用いられる。委員会に加わらない弁護士は、それぞれの依頼者である原告を代理し続けるものの、委員会からの報告を受け、意見を伝える機会をもつ程度がせいぜいの消極的役割をサイドラインで担う立場となる。

(3) 補助裁判官

また受送裁判官も、ディスカヴァリや和解交渉の進捗状況を管理し、さらにはそれらの手続に積極的に関与するために、常勤の連邦治安判事（magistrate judge）や特任の補助裁判官（special master）を用いることがある。とくに補助裁判官は連邦治安判事と異なり、当該広域係属訴訟に専従するものとしてロー・スクール教授、弁護士、元裁判官などが任命され、フットワークよく両当事者間の仲立ちをするのに役立つ。ただし補助裁判官の報酬は当事者の負担となる²⁰⁾。

(4) 先行トライアル

広域係属訴訟とされた個々の訴訟の中から、test case を数件選んで、当該訴訟のディ

スカヴァリを先行した上でトライアルを行って陪審評決を得る bellwether trial という手法が用いられる²¹⁾。この陪審評決は当該訴訟の当事者間で拘束力があるが、他の訴訟の当事者間については、あらかじめ当該トライアルの結論に従うという合意がなされない限り拘束力はない。しかしこの陪審評決は他の訴訟の結果の予測で手がかりとなるので、和解を促す効果が期待される。

もともと受送裁判所は移送されてきた訴訟についてのトライアルの権限はなく、逆送後に移送元裁判所でトライアルがなされるものとされているので、先行トライアルについても、もともと受送裁判所に提起された訴訟、または双方当事者が受送裁判所でのトライアルに合意をした訴訟に限ってなしうる。移送された訴訟について適用州法は移送元裁判所から変わらないことになっているため、実際に先行トライアルとなしうる訴訟の選択肢がこのように限定されることは、適用州法によって結論が異なりうる場合の全面的和解の手がかりとしての機能も限定してしまいかねない。

(5) 和解案

クラス代表者がクラス全体の利益を代表するものとされるクラス・アクションの場合、クラス代表者と被告との間の和解がクラス構成員の利益を損なわないように、裁判所による和解内容の審査（settlement fairness review）が行われるが、個々の訴訟の集合である広域係属訴訟の場合、和解をするか否かは当然、自分で選任した弁護士のアドバイスを受けた個々の当事者の判断となる。しかし受送裁判官の監督のもとで弁護士の委員会が被告と取りまとめた和解案は、好むと好まざるとにかかわらず個々の当事者の和解判断に影響を与えざるをえない。すなわち大規模紛争で大多数の原告が和解をした場合に、少数となった原告相手であると被告が戦いやすくなることで、判決で和解よりも有利な結果を得るのにハードルが高まる効果がありうる。のみならず、和解で支払可能な金額のほとん

20) See Tobias Barrington Wolff, *Managerial Judging and Substantive Law*, 90 WASH. U. L. REV. 1027, 1056-57 (2013).

21) See Eldon E. Fallon et al., *Bellwether Trials in Multidistrict Litigation*, 82 TUL. L. REV. 2323 (2008).

どを使い果たした被告相手に後になって判決を得たところで、判決額満額を受け取るどころか、取りっぱぐれのリスクもある。

広域係属訴訟で受送裁判官が全面的和解を目指す場合、手持事件以外の利害関係者への外部効果 (externality) を考慮しつつ、可能な限りの利害関係者にとって公正で受け入れ可能な和解案を提示すべく、裁判官は原告弁護士委員会と被告との間で取りまとめられた和解案の内容の審査をすることがある²²⁾。厳密には、クラス・アクションとは異なり、裁判官が和解案を承認しなかったとしても、当事者間での合意があれば当該当事者間での和解は成立するはずであるが、裁判官が承認しなかった和解案は、公正さが担保されていないものとして、多くの当事者によって受け入れられることは期待できない。したがって不承認となった場合には、裁判官の指摘する問題点を解消する再交渉によって新たな和解案が取りまとめられることにならざるをえない。

広域係属訴訟の和解案では、なるべく多くの原告が和解を受け入れさせるためのテクニックが用いられる。被告からすると、取りまとめた和解案を実際に受け入れる原告が少なくてはその民事紛争の全面的解決 (global peace) にほど遠いものとなるので、90 パーセントなどといった一定割合以上の原告が受け入れたときのみ被告が和解案に拘束されるとする threshold 条項が入れられることは多い。複数の原告を代理している弁護士ないしロー・ファームに対し、代理する当事者すべてについて和解を受け入れる義務を課し、和解を受け入れない当事者については代理を辞任することを求める条項が入ることもある。この条項は、弁護士ないしロー・ファームの手持事件のうち、勝ち目の薄い訴訟については和解の利益を確保するけれども、勝ち目のある訴訟については和解を拒否してより

有利な判決を目指す、という戦略を防ぐ意味で合理的ではあるが、依頼者の利益を最大限擁護する義務のある弁護士の倫理上の問題がある²³⁾。

広域係属訴訟は連邦地方裁判所に係属する訴訟をまとめるものであるため、州裁判所に係属する訴訟や訴訟提起されていない事件についてまでは和解を促す公式の権限はない。しかし州裁判所に係属している事件については、州裁判所事件の当事者や州裁判官との協力のもとで、ディスカヴァリの成果を相互利用できるようにしたり、和解案を州裁判所事件の当事者間でも受け入れられるものとしたりすることがありうる。また、和解案は、訴訟未提起の事件でも参入 (opt-in) できるようにすることもありうる²⁴⁾。

(6) 共益費

クラス・アクションであれば、クラス弁護士の報酬や諸経費については、最終的に原告クラスが受け取る賠償金ないし和解金の一部を共益費 (common fund) として支弁する方法が確立している²⁵⁾。クラス構成員は積極的な訴訟活動することなくクラス弁護士のサービスの利益を享受するため、そのサービスに対する応分の負担をすることは不当ではないとされる。これに対し広域係属訴訟の場合、現実に訴訟を提起した原告はそれぞれの弁護士を選任しているため、自分の弁護士に対する報酬や経費の支払をただですむものとも考えられるかもしれない。しかし弁護士の委員会が受送裁判所のディスカヴァリなどのトライアル前手続や和解交渉を全原告のために主導する場合、個々の原告が選任した弁護士の多くは弁護士委員会の訴訟運営をサイドラインで監視する程度の消極的役割しか担わなくなる。

そうなると、弁護士委員会が全原告のために活動した部分については、共益費を積み立ててそこから各弁護士の寄与分を支払うこと

22) See, e.g., *In re World Trade Ctr. Lower Manhattan Disaster Site Litig.*, 66 F.Supp.3d 477 (S.D.N.Y. 2015).

23) See Edward F. Sherman, *The MDL Model for Resolving Complex Litigation If a Class Action Is Not Possible*, 82 TUL. L. REV. 2205, 2215-16 (2008).

24) See *In re Vioxx Prods. Liab. Litig.*, 760 F.Supp.2d 640, 645 (E.D.La. 2010); *In re Zyprexa Prods. Liab. Litig.*, 424 F.Supp.2d 488, 491 (E.D.N.Y. 2006).

25) See *In re Genetically Modified Rice Litig.*, 2010 WL 716190 (E.D.Mo.).

が合理的になる²⁶⁾。しかしその共益費を最終的な和解金から取り立てるにせよ、個別訴訟であれば自分で提供するはずのサービスを委員会の弁護士に肩代わりしてもらい弁護士の報酬から徴収するにせよ、委員会の弁護士に対する個々の原告からの代理の授権はそもそもないし、個々の弁護士を介して個別に授権しているという説明も実体を反映するとはいえない問題がある。

(7) 成功報酬上限設定

さらに受送裁判官が、個々の原告が自ら選任した弁護士の成功報酬 (contingent fee) に上限 (cap) を設けることがある²⁷⁾。本来、当該原告に対する弁護士サービスを自ら提供するはずであったが、その一部が広域係属訴訟では弁護士委員会の弁護士に肩代わりされるため、原告としては共益費となる弁護士委員会の弁護士への報酬を勘案して、自ら選任した弁護士の報酬が減額されることも合理的である。しかし原告と自ら選任した弁護士との間の報酬契約に、なぜ裁判所が介入できるのか、その正当化は簡単ではない。

(8) 逆送

受送裁判所でのトライアル前手続中に終結しなかった訴訟については、移送元裁判所でのトライアルのために逆送される²⁸⁾。逆送するのは広域係属訴訟司法委員会であるが、逆送の時機に達しているかについては受送裁判官の判断が尊重される。しかし実際に逆送される件数は少ない。

4 広域係属訴訟手続の評価

(1) 違憲論

広域係属訴訟による受送裁判官のトライア

ル前手続権限を用いることで、大規模紛争の全面的和解を実現することに関しては、手続的集団主義 (procedural collectivism) が個人の裁判を受ける権利 (day in court) を奪っているので手続的デュー・プロセス違反で違憲という主張²⁹⁾もあるものの、一般的には有用性が評価されている³⁰⁾。ただし、広域係属訴訟司法委員会や受送裁判官の手続の透明性と正統性に関する懸念も表明されている³¹⁾。

(2) 移送命令の透明性

1990年代以降の広域係属訴訟司法委員会の移送判断については、移送を認めない事件もあるなど、安易になされているとまではいえないものの、移送命令文が、諸要素を総合判断したというだけの定型文であることが通常で、実際にどのような判断がなされたのかが不明確であるとの懸念がある。しかも受送裁判所および受送裁判官の選定で、裁判官の広域係属訴訟を担当した経験が重視されることは、たしかに事件の効率的処理のためには有利な点であるけれども、その分、広域係属訴訟の効率的な事件管理 (case management) と全面的和解への志向の強い裁判官への移送への偏りが生じるという問題があるのではないか、と指摘されている。通常の訴訟では、受送裁判所での事件の裁判官配点はある程度は無作為であるはずであるが、ここでは明確に特定の裁判官に事件が割り当てられることへの懸念である。そもそも広域係属訴訟司法委員会を構成する裁判官の指名にも、同様の作為が働きうる³²⁾。

(3) 弁護士の委員会の構成

受送裁判所での弁護士委員会の構成については、コンセンサス方式や自薦方式で決められることになっているが、どちらの方式でも

26) See *In re Vioxx Prods. Liab. Litig.*, 760 F.Supp.2d 640 (E.D.La. 2010).

27) See *In re Zyprexa Prods. Liab. Litig.*, 424 F.Supp.2d 488 (E.D.N.Y. 2006).

28) See Heyburn, *supra* note 16, at 2233-35.

29) Martin H. Redish & Julie M. Karaba, *One Size Doesn't Fit All: Multidistrict Litigation, Due Process, and the Dangers of Procedural Collectivism*, 95 B.U. L. REV. 109 (2015). 共著者の一方は、現代クラス・アクションについても、実体法に影響するので連邦民事訴訟規則で規定するのは権力分立に反する、和解クラス・アクションには事件・争訟性がない、個人の自律を奪いデュー・プロセスに反する、という違憲論を展開している。MARTIN H. REDISH, *WHOLESALE JUSTICE* (2009).

30) See Richard L. Marcus, *Cure-All for an Era of Dispersed Litigation?: Toward a Maximalist Use of the Multidistrict Litigation Panel's Transfer Power*, 82 TUL. L. REV. 2245 (2008); Sherman, *supra* note 23, at 2206-09.

31) See Elizabeth Chamblee Burch, *Judging Multidistrict Litigation*, 90 N.Y.U. L. REV. 71 (2015).

32) See Marcus, *supra* note 30, at 2284-85.

広域係属訴訟での委員会弁護士の経験のある者同士で、談合的な事件の割り振りが行われているかのように、広域係属訴訟で繰返し同じ顔ぶれの弁護士が委員会メンバーとなることが常態化している。受送裁判官との関係で、またお互いの関係で、協調的な弁護士で占められてしまうことは、効率的な大規模訴訟処理において有利とはいえ、個々の原告の利害を損ねることもありうるという点で問題であると指摘されている³³⁾。

(4) 受送裁判官の権限の根拠

クラス・アクションの裁判官の権限とは異なり、広域係属訴訟での受送裁判官のトライアル前手続権限については、特則があるのではなく、通常受訴裁判所のトライアル前手続権限を広く有するものとされる。しかもサマリ・ジャッジメントなどの終局判断以外のトライアル前命令については、終局判断以外からの上訴を原則として認めない終局判決原則 (final judgment rule) のもとで、受送裁判官の判断について上訴判断がなされることは稀である。これと対照的に、クラス・アクションの場合、連邦民事訴訟規則 23 条 (f) 項で、クラス・アクションの承認の許否からの上訴を直ちに認める特則が設けられているので、第一審裁判官の判断についても、連邦控訴裁判所、さらには合衆国最高裁判所の審査を受ける機会がある。

受送裁判官の広域係属訴訟で全面的和解を目指す実務を、「準クラス・アクション (quasi-class action)」³⁴⁾ と名付けることだけで正当化することは、連邦民事訴訟規則 23 条に詳細な要件と裁判官権限が明確化されているクラス・アクションとの対比で問題がある。またクラス構成員が潜在的当事者であることが、クラス・アクションで裁判所が後見・監督機能を果たす根拠であるので、現実の訴訟の集合である広域係属訴訟に無自覚に類推することは実質的にも問題がある。

受送裁判官が和解案の内容を審査すること

は、上記の通り、単に和解案の当不当に関する裁判官の参考意見にすぎず、実際に当事者間で和解をすることを止める効果はないのかもしれないが、実質的には個々の当事者が和解を受け入れるか否かの判断に大きな影響を及ぼすことが想定できる。また、事件によっては、和解案を取りまとめた当事者側から、和解案の説得力と拘束力を高めるために裁判官の審査を依頼することもある。とりわけ和解の実施において裁判官の監督を必要とする救済メカニズムが盛り込まれる場合、当該裁判官の和解内容の審査が必要と考えられる³⁵⁾。

受送裁判官が公益係属訴訟手続中の共益費を積み立てる権限の根拠については、(1)19 世紀以来、合衆国最高裁判所が、幅広い受益者のために提供された弁護士サービスのために、エクイティを根拠にクラス・アクションその他で認めてきた共益費原則 (equitable common fund doctrine)、(2)それと類似の原則である提供役務相当金額の請求 (quantum meruit)、(3)大規模・複雑な紛争で少数の弁護士にトライアル前手続を主導させる訴訟管理の固有権 (inherent managerial authority)、そして (4)和解受諾の際に個々の弁護士から徴する同意、が挙げられている³⁶⁾。

個々の原告が選任した弁護士の報酬の上限設定の根拠については、(1)クラス・アクション類似の手続であることによる一般的エクイティ権限、(2)全面的和解について倫理上の監督を及ぼす権限、(3)弁護士倫理の監督権限を有することが確立している裁判所として、公正の観点から成功報酬契約を審査する権限、が挙げられている³⁷⁾。

IV. おわりに

クラス・アクションの場合、個別の訴訟が提起しづらい請求を糾合して、潜在的原告への救済をクラス代表者が取りまとめることの

33) See Burch, *supra* note 31, at 95.

34) *In re Zyprexa Prods. Liab. Litig.*, 424 F.Supp.2d 488, 491 (E.D.N.Y. 2006).

35) See *In re Vioxx Prods. Liab. Litig.*, 760 F.Supp.2d 640, 645 (E.D.La. 2010).

36) See *id.* at 647-49.

37) See *In re Zyprexa Prods. Liab. Litig.*, 424 F.Supp.2d 488, 491-93 (E.D.N.Y. 2006); Burch, *supra* note 31, at 109-15.

できることが重要な長所である。しかしクラス構成員は離脱しないとしても、クラス・アクションに積極的に関与するものではないため、クラス代表者やその弁護士が不当な利益を獲得することのないよう、裁判所の後見・監督権限が強調される。また被告にとっても、全面的和解のための窓口が一本化するという利点があるものの、もともと個別的には提起されなかったはずの訴訟が糾合されて現実化することで、莫大な賠償リスクを負うことになることが、良くも悪くも和解圧力となりうる。

それに対し広域係属訴訟は、現実に各地の連邦地方裁判所に提起された訴訟をまとめて処理するものである。原告としては個別訴訟として提起するだけの価値があることになる。被告としては、現実に提起された大量の訴訟を、積極的に和解交渉するであれ、引き延ばし戦術をとるであれ、何らかの形で対処しなければならない。裁判所としても、ただ古典的な1原告対1被告の民事訴訟モデルとして個々の訴訟を扱ってはいは、処理しきれものではない。

広域係属訴訟手続を用いて、まとまったディスカヴァリなどのトライアル前手続を行い、可能な限り包括的な和解に導く現在のプラクティスは、単に大量の訴訟を効率的に処理するというだけでなく、被告にとっても、大規模民事紛争をできるだけ取りこぼしなく、後々に紛争が再燃しないような和解ができるのであれば、受け入れることができるかもしれない。原告側にとっても、早い者勝ちや取りっぱぐれの無い、公正な救済メカニズムが和解により設けられるのであれば、執行可能性も勘案した個別訴訟判決の現在価値と比べて有利かもしれない。

アスベスト訴訟のように、発症までの潜伏期間が長期であって、被害の全体像がなかなかわからないような場合には、どのように将来の展開の予測をするかという困難さはあるものの、ともあれ広域係属訴訟の現在のプラクティスは、大規模民事紛争の効率的処理を行っているものと評価されている。1受送裁判官に大きな権限が与えられ、その判断について上訴審査もほとんど行われなければ

も、事件に応じた柔軟で実効的な手続運営が必要ということで、法律や連邦民事訴訟規則で過度に縛りをつけることも有害無益とも考えられる。残る問題としては、実務の蓄積とともに、広域係属訴訟司法委員会や受送裁判官の重要な判断に際して、裁判官や弁護士委員会の内部での閉鎖的な手続を越えた適切性の担保と透明性の確保が講じられる必要があるかであろう。

(あさか・きちもと)